

令和 7 年 8 月 29 日
議場のあり方検討会議

「新庁舎整備に係る新たな基本構想」策定に向けた 議会機能のあり方についての意見

標記のことについては、議場のあり方検討会議において 8 回にわたり議論を重ね、今般、議会機能のあり方についての意見を下記のとおりとりまとめたところである。県当局におかれては、これらの意見を十分踏まえ、基本構想の策定を進められるよう要請する。

- 1 議会機能の整備場所・整備手法については、現議場棟の場所に、議場と議会諸室を一体的に整備すること。
- 2 議会機能に係る面積は現状維持とすること。ただし、議会会議室については、県民会館機能で代替することを可能とする。
- 3 有利な財源を可能な限り活用し、工期及び建築コストが最短かつ安価となるよう工夫を講じること。
- 4 議場について、閉会中、議会運営に支障の無い範囲で県当局または県議会が主催する行事への使用を可能とする。
- 5 委員会室や議会会議室について、議会運営に支障の無い範囲で、行政部門の使用並びに一般県民への貸し出しを可能とする。
- 6 議場及び議会諸室の入退室におけるセキュリティ対策を強化すること。